令和７・８年度　第５回高崎市公民館運営審議会　会議録

開催日時　令和８年７月３日（金）午後１時４０分から３時０５分

開催場所　高崎市中央公民館　集会ホール

議題　専門委員会について

公開・非公開区分　公開

出席委員（１３人）

関喜史委員　・品川正和委員　・串田昭光委員　・三澤憲一委員
小屋美香委員　・三井暢秀委員　・櫻井登委員　・植原孝行委員
原田和之委員　・山口美千世委員　・上條ちづ子委員　・品田佳江委員
福島幸子委員

欠席委員（７人）

根本真太郎委員　・小高広大委員　・内田祥子委員　・小見勝栄委員
秋山美和子委員　・丸茂ひろみ委員　・田口和江委員

成立　高崎市公民館運営審議会規則　第４条第２項による

事務局出席者

湯浅貴弘中央公民館長・中村亮一庶務担当係長・錦部光樹次長・千保木優次長
大村政彦次長・塚越康弘次長・伊藤俊一郎次長・三上寧次長・貫井賀津夫次長・岡田清香主任主事・古川和江行政嘱託

傍聴定員　５人

傍聴者数　１人

所管部課名　教育部中央公民館

令和７・８年度 第４回高崎市公民館運営審議会　議事録

議事

１　専門委員会について

会長：　まず、専門委員会についてでございます。議事に入る前に、専門委員会の設置について、事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局：　私の方から専門委員会について説明をさせていただきます。

専門委員会の設置につきましては、高崎市公民館運営審議会規則第３条に「審議会は必要により専門委員会を設けることができる」と定められております。令和７・８年度の公民館運営審議会は、前回の会議で専門委員会を設置し、提案事項を検討し、全体会議に諮るという形で提言の作成を進めていくというお話が会長からありまして、こちらご了解を得られましたので、専門委員としてご協力いただける方を募らせていただきました。その結果、名簿の備考欄にございます通り、串田会長、三澤委員、小高委員、原田委員、秋山副会長、福島委員、田口委員の、全部で７名の委員さんに専門委員を務めていただくことになりました。

本会議に先立ちまして６月 12 日金曜日に、第１回専門委員会を開催いたしました。今後のスケジュールとしては、今年度審議会の他にあと３回程度専門委員会の開催を予定しております。今後の予定は、正副会長と相談の上ご案内させていただきますので、専門委員の皆様方におかれましては、その際にはご協力をお願いいたします。

専門委員会につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

会長：　専門委員会の設置についての説明が事務局からありました。まず議事に入る前に、経緯ということで、すでに教育長、さらには中央公民館長からご説明があったわけですけれども、改めて私からも一言、経緯をご説明させていただきます。

皆さんもご存知のように、諮問の要旨は、本市の公民館をより積極的に展開するために令和５・６年度の提言にある「再確認した「居場所」としての公民館」について、それを深化していくものでございます。

具体的な観点としましては、他市の先進事例なども踏まえながら「公民館における「居場所」、それはどのように捉えたらいいのか」というのが１点目。「具体的にどんな取り組みをしたらいいのか」というのが２点目です。３点目として

は「連携すべき団体、関係機関などは、どんなのがありますか」という、そういう内容でありました。

それを受けて、6 月 12 日に専門委員会を開催しました。そして、その提言の方向性について話し合いました。

結果としては、それぞれの専門委員が自分が関わっている社会教育活動や団体、あるいはこれまでの体験などを通して得た考えなどを参考にして、居場所のあり方について提言していこうじゃないかということで、ある意味、方向性が決まった次第でございます。

そして、現在はその専門委員から、各委員が居場所のテーマについて意見を出し合い、またそれを募っていこうというところで推移している次第でございます。

先ほど事務局よりスケジュールについてのお話がありました。そういった方向でやって行きたいと、まず皆様にお伝えさせていただきます。

今日は審議ですので、そうした現状をご理解いただき、そしてご意見なり情報などをお願いできればありがたいなと考えておりますので、皆様にはよろしくお願い申し上げます。

というふうに、私なりには専門委員会を捉えたんですけども、補足として参加された専門委員の皆さん、さらには事務局から、何か追加があればと思いますが、いかがでしょうか。

（意見無し）

会長：　それでは、今のことについては折々に出していただくというような形で、これより協議に入っていきますので、よろしくお願い申し上げます。

（意見無し）

会長：　それでは、ちょっとまだ意見がまとまっていない、また、今のところご意見がないようなので、今日、この後に報告事項等もありますので、この議事についてはこれで閉めさせていただいて、報告ということでよろしいでしょうか。

公募委員 A：　まとまりませんが、専門委員会の会議に参加させていただいて思ったのは、その「居場所」についてなのですが、それが居心地のいい場所であってほしいなということです。イコールそれが、公共の場全てが居心地のいい場所、それを目指してもらいたいなと、すごく思いました。この公民館への提言の中に「つど・まなぶ・むすぶ」というのがあるんですよ。そこからさらに繋がるというか、そういう繋げるという持続的な活動、そうしたものを願いたいなと、

すごく思いました。

日頃公民館を利用させていただいて、こんなにも公民館の方が真剣に審議して、そして活動していると本当に思っていなかったので、自分に対してもすごくいい刺激となっています。これからも皆さんの意見を聞いて、活動に役立てたいなと、本当に心から思ってます。よろしくお願いします。

会長：　ありがとうございました。福島委員から、専門委員としてこんなふうに取り組んでいきたいなという、そうしたご感想と受け止めました。大変お世話になりますけれども、よろしくお願いします。

榛名地区選出委員：　榛名地区の委員です。よろしくお願いいたします。前回の第４回公民館運営審議会の方には参加できなかったのですが、今の「居場所」ということの定義というのは少し分からないんですけど、各地域の公民館は、本当によく活用されているかと思います。団体、それから趣味とかですね、そういうこともやっぱり「居場所」と捉えての活動であると思っているのですけども、その他に「居場所」と言うと、やんわりとした、落ち着いた、安堵がある、という感じも捉えられますので、何かそういうような方向性というものを持っていくということは、今お考えになっていらっしゃるんでしょうか。

中央公民館長：　中央公民館長です。よろしくお願いします。

今回ですね、居場所ということで審議会の方でもお話を出させていただいた上で、前回６月の専門委員会の時に、いろんな話が出たんですね。その中で、それぞれ委員さんが考える「居場所」というのはどういうものか、ということも含めて、どんなことに取り組んでいったらいいでしょうかということを、各委員さんに考えていただいて、そして、それをまた持ち寄るという形に、専門委員会の方ではなっております。

ですので、例えば「私は居場所というのはこう考える」、「私はこういう風に考えるんだけれども、その中で、例えば実際にこういう活動をやってるよね」というのが、これから色々出てくるかなと思いますので、そうしたものが出てきた上で、また皆さんにご紹介するような形になろうかと思います。よろしくお願いいたします。

榛名地区選出委員：　すごく色々な方向性が広がっていくという感じで、ちょっと期待が持てます。ありがとうございます。よろしくお願いします。

会長：　「居場所」ということについて、どのようにやっているか、また、専門委員会

等でこのことについて皆様に後日お示ししていきたいという、そんなことでご理解お願いを申し上げます。

別件でありましたらお願いします。

学識経験者Ｂ：　今、館長から、専門委員の方、それからそれ以外の方からご意見がありました。私も「公民館の居場所」というのはどういうことなのかなと考えてみました。よく世間で「私は家庭で居場所がないのよ」とか、「学校に行っても居場所がないのよ」とか、「会社に行っても居場所がないんですよ」ということをききます。それは、どういうことかというと、その共同体なり職場なりで、人間関係がなかなか上手くいっていないというような場合が想定されます。

公民館で住民の居場所を作るといった場合、先ほどお話がありましたが、色々な団体活動で公民館を利用して、生きがいを持って公民館を利用していれば、そこが居場所になっていると言えますよね。

ですから、色々な活動で居場所を求めて、またそこで充足感を持っている人、それから公民館が主催した講座ですとか、様々な催し物に参加して、「ああ、私はここで非常に充足感がもてる。だから、私には公民館が居場所になっている」というような、これは今までそういう言い方はしませんでしたが、公民館としては住民の居場所づくりの役を果たしてきたんだろうと思います。

そしてさらに、そういうことが行われてきた中で、なおかつ、公民館で新たな居場所づくりをするということは、もう１段階、ワンランク上の居場所づくりを目指すのだなと考える次第です。

そうすると、公民館の場所、そして使える時間帯、参加できる活動、事業、それから相談に乗ってくれる親切な職員がいるとかですね、そういうようなことを考えたときに、新たに公民館で住民の居場所づくりをするという場合は、どういうところに焦点を当てて、「これだけは外せないんですよ」ということがあるのではないかなと思います。

そういうところに焦点を絞っていただいて、他の自治体には無いような、高崎ならではの公民館での住民の居場所というようなことを、1つ模索していただけるとありがたいなと思います。もしそのような構想ができ、来春、そうした提言が出されて、来年、再来年あたりからそれが実践されて、注目されるようなことになれば、高崎の公民館のグレードもまたもう１歩、2歩上がっていくのかなというような気がします。是非、専門委員の方々には鋭意ご検討いただいて、いい提言していただけたら、公民館の力になると思います。

それには我々も日々の審議会でいろいろな角度から意見を申し上げていきたいと思います。

どうぞ専門委員の方々に頑張っていただいて、その提案をまた見せていただき、

聞かせていただき、さらにそれを充実したものにしていければなと思います。以上です。

会長：　ありがとうございました。居場所ということについて、ちょっとドラスティックチェンジと言いましょうか、発想の転換といった内容で、新たな提案をお願いできればなと、そういうふうに受け止めました。

できるかどうか努力したいと思いますので、とにかく今までの発想じゃないところで、ちょっと発想・視点を変えてみよう、アイデアを出してみようじゃないかという、そのように受け止めました。ありがとうございました。

それでは、いくつか意見が出てきましたので、これにて議事につきましては閉じさせていただきます。

皆様にはご協力、また貴重なご意見ありがとうございました。事務局の方に進行をお渡しいたします。

4　報告・連絡事項

（1）令和８年度高崎市公民館運営審議会日程について

（2）関東甲信越静ブロック研究大会について

（3）高崎市公民館研究集会について

（4）松本市館長会視察受け入れについて

（5）高崎市の公民館　令和７（２０２５）年度事業報告について

5　閉会

事務局：　以上をもちまして、第５回の高崎市公民館運営審議会を閉会させていただきます。皆さん大変お疲れ様でした。